

議第 4 3 号 呉市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

卸売市場法（昭和 4 6 年法律第 3 5 号。以下「法」といいます。）の一部改正等に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の背景

(1) 法の一部改正

加工食品や外食需要の拡大，通信販売，産地直売等，食品流通が多様化する中で，生産者の所得向上や消費者ニーズへの的確な対応を図ることを目的に，規制の見直しを行うことにより各卸売市場の実態に応じた取組を促し，公正な取引環境の確保と卸売市場を含む食品流通の合理化を一体的に促進するため，法の一部が改正され，卸売市場の制度の見直しが行われました。

この制度の見直しにより，今後，呉市地方卸売市場（以下「市場」といいます。）を引き続き地方卸売市場と称して運営するためには，法の規定により定めることとされている卸売市場の業務の方法及び取引ルール等を定めた業務規程（以下「業務規程」といいます。）に，この度の法の一部改正により追加することとされた取引ルール等の事項を追加し，これを添付した申請書を広島県知事（以下「知事」といいます。）に提出し，認定を受ける必要があります。

市場においては，呉市地方卸売市場業務条例（平成 1 9 年呉市条例第 4 9 号）及び呉市地方卸売市場業務条例施行規則（平成 2 0 年呉市規則第 2 0 号）を業務規程に位置付けていることから，当該条例等の一部改正を行う必要があります。

主な変更内容（地方卸売市場該当分）

区分	現行	改正後
開設	知事が「許可」	知事が「認定」
卸売業務	知事が「許可」	知事の「許可」は不要
施設規模	一定以上の面積が必要	面積要件なし
都道府県の条例で規定する事項	地方卸売市場の開設及び業務に関し必要な事項	なし
業務規程に定める事項	法及び都道府県の条例に定める次の事項 [法に定める事項] ・位置及び面積 ・取扱品目 [都道府県条例に定める事項] ・開場の期日及び時間 ・卸売業務に係る売買取引及び決済の方法	法に定める次の事項 [卸売市場の業務の方法（開設者の責務）] ・ <u>開設者による差別的取扱いの禁止</u> ・ <u>取引参加者への指導，監督等</u> [取引参加者が業務に関し遵守すべき事項（共通の取引ルール）] ・売買取引の原則（公正かつ効

	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業務に係る物品の品質管理の方法 ・卸売業務を行う者に関する事項 ・買受人に関する事項 ・その他規則で定める事項 ・各卸売市場で必要と判断し任意に定める事項 	<ul style="list-style-type: none"> 率的な売買取引) ・差別的取扱いの禁止 ・売買取引の方法 ・<u>売買取引の条件の公表</u> ・<u>決済の確保（事業報告書の作成等）</u> ・<u>売買取引の結果等の公表</u> <p>[共通の取引ルール以外の遵守すべき事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場の取引参加者の意見を聴き、定められた理由を公表する等の対応を行い定める事項 <p>※下線は条例改正で追加する箇所</p>
--	--	---

(2) 広島県卸売市場条例の廃止

法の一部改正により，地方卸売市場の開設や卸売業務の許可等について法から都道府県の条例に委任される事項がなくなったことから，広島県卸売市場条例（昭和46年広島県条例第68号。以下「県条例」といいます。）は廃止されることとなりました。

県条例に規定されている事項の一部については，市場の管理運営や秩序維持の観点から必要であるため，引き続き市の条例に規定する必要があります。

3 主な改正の内容

(1) 開設者の責務に係る規定

法第13条第5項第3号に規定する，地方卸売市場の認定を受けるために業務規程に定めるべき事項について，既に規定している開設者による売買取引の結果等の公表（同号ロ）以外に必要とされる規定を追加します。

項目	改正内容	改正後条例の該当条項
取引参加者への指導及び監督（法第13条第5項第3号ハ）	市長が取引参加者に対して，公正に取引が行われるよう業務規程を遵守させるため，指導及び監督をしなければならないことを新たに規定	第68条の2第1項
開設者による差別的取扱いの禁止（法第13条第5項第3号イ）	市場の業務の運営に関し，市長が取引参加者に対して，不当に差別的な取扱いを行ってはならないことを新たに規定	第68条の2第2項

(2) 共通の取引ルールに係る規定

市場において取引参加者が業務に関し遵守すべき共通の取引ルールについて、取引参加者同士の売買取引の原則や当該取引の方法など既に規定している取引ルール以外に定めることとされた共通の取引ルールを追加します。

項目	改正内容	改正後条例の該当条項
事業報告書の提出等（法第13条第5項第5号五（二））	卸売業者は、開設者へ事業報告書を提出するとともに、出荷者からの申出があった場合には、財務に関する情報の公開を行わなければならないことを新たに規定	第11条の6
差別的取扱いの禁止等（卸売業者）（法第13条第5項第5号二）	卸売業者は、取引相手を不当に差別してはならず、全ての取引相手を対象となるよう新たに規定	第38条第1項
売買取引の条件の公表（法第13条第5項第5号四）	卸売業者は、卸売に係る売買取引の条件を公表しなければならないことを新たに規定	第51条の2
売買取引の結果等の公表（卸売業者）（法第13条第5項第5号六）	卸売業者は、売買取引の結果及び卸売予定数量並びに前月に収受した委託手数料の額及び支出した奨励金等の額を公表しなければならないことを新たに規定	第53条の2
決済の方法（法第13条第5項第4号ロ及び第5号五（一））	市場における全ての取引参加者は、当事者間で決定した支払方法、支払期日を遵守しなければならないことを新たに規定	第59条の2

(3) 県条例の廃止に伴う規定の追加等

県条例に規定されていた卸売業務の許可、卸売業者の事業の譲渡し等に係る規定や呉市地方卸売市場運営協議会（以下「協議会」といいます。）の審議事項について、市の条例に規定を追加するほか、県条例の廃止に伴う引用条項、字句等の修正をします。

項目	改正内容	改正後条例の該当条項
卸売業務の許可	卸売業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならないこと及びその許可の基準等についての規定の追加	第6条の2
卸売業務の許可の取消し	卸売業務の許可の取消しに関する規定の追加	第11条の2
卸売業者の事業の譲渡し等	卸売業者の事業の譲渡、合併及び分割に関する規定の追加	第11条の3

卸売業務の相続	卸売業者（個人）の業務の相続に関する規定の追加	第 1 1 条の 4
卸売業者の名称変更等の届出	卸売業者の名称等の変更や業務の開始及び休止等の届出に関する規定の追加	第 1 1 条の 5
協議会の審議事項	呉市地方卸売市場業務条例を改正する場合に協議会が意見を述べることができる事項について、県条例を引用していた部分を条例中に規定	第 7 3 条 第 2 項

(4) その他

卸売業務に関する許可等に関する業務を指定管理者に行わせることができるよう規定を整備するとともに、引用条項の修正その他必要な規定の整備をします。

4 施行期日

令和 2 年 6 月 2 1 日